

令和 8 年 9 月採用 教育支援スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）
採用選考実施要領

8 世 教 指 第 5 2 7 号
令 和 8 年 7 月 2 2 日
世 田 谷 区 教 育 委 員 会
教 育 指 導 課

1. 採用職種 教育支援スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員） 若干名
2. 応募資格 以下の要件をいずれも満たす者
 - (1) 公認心理師、臨床心理士または精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者で、過去に教育や臨床心理・精神医療、精神保健福祉等の分野において相談支援やカウンセリング等の活動実績がある者。もしくは同等の資格・経験を有する者。
 - (2) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。（※最終頁参照）
3. 選考方法及び日程 以下の通り実施する。
 - (1) 第一次選考
方 法：書類選考（申込(履歴)書、論文を基に選考する。）
 - (2) 第二次選考
方 法：面接選考
日 程：8 月上旬予定
※その他、詳細については第一次選考合格者に通知する。
4. 選考結果
 - (1) 第一次選考の結果通知は、令和 6 年 8 月初旬発送予定。
 - (2) 第二次選考の結果通知は、令和 6 年 8 月中旬発送予定。
※合格者は、令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間、名簿に登載し、欠員状況等に応じて、順次任用の連絡をする。
※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。
5. 勤務条件
 - (1) 身 分 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）（世田谷区教育委員会任用）
 - (2) 任用期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
（勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり）
 - (3) 報 酬
 - ・教育支援教育支援スクールソーシャルワーカー A
報酬月額 258,742 円
 - ・教育支援教育支援スクールソーシャルワーカー B
報酬月額 233,702 円
（地域手当相当分含む。通勤手当別途支給。）
期末手当 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
※報酬額については、常勤職員の給与改定に応じて、変更される場合がある。
 - (4) 休 暇 有給休暇 年 14 日
※9 月採用の場合、年度内付与日数は 8 日。
※その他慶弔休暇等、条例等に規定する休暇制度あり。

- (5) 勤務日数 月16日勤務を基本とし、所属長が指定する。
(総勤務日数192日。9月採用の場合は年112日)
- (6) 勤務時間 ・教育支援教育支援スクールソーシャルワーカーA
午前8時30分～午後5時15分の実働7時間45分勤務
・教育支援教育支援スクールソーシャルワーカーB
午前9時00分～午後5時の実働7時間勤務
※いずれも1時間休憩あり。原則超過勤務はないが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じることがある。その場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給する。
- (7) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、介護保険
- (8) 雇用保険 雇用保険の適用あり。
- (9) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。

6. 勤務場所 世田谷区教育委員会 教育指導課(世田谷4-21-27 世田谷区役所東棟)
7. 主な職務 (1) 区立の幼稚園及び小・中学校(以下この項において「区立学校」という。)の教職員、保護者等への児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。
(2) 健全育成に係る課題を抱える区立学校の児童及び生徒の教育上の相談に関すること。
(3) 区立学校における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。
(4) 区立学校における児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。
(5) その他児童及び生徒の健全育成に係る支援業務に関し、所属長の指示する事項。
8. その他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。
9. 申込書等の配布 (1) 「申込書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「12. 問合せ先」窓口にて配布する。
(2) 世田谷区ホームページ『職員採用』から「申込書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。
10. 申込期間 令和8年7月22日(水)～令和8年7月31日(金)午後5時
11. 申込方法 (1) 令和8年7月31日(金)午後5時(必着)までに、下記「12. 問合せ先」窓口へ指定様式の「申込書」、「課題論文」、「世田谷区における勤務経歴等確認票」及び「所有する資格者証(公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士または社会福祉士)の写し」を持参又は郵送の方法により申し込む(持参の場合は土・日・祝日を除く)。持参・郵送以外の方法(メール・FAXによる電送等)による場合は受理しない。
(2) 提出書類の作成に際しては全て自筆で記入すること。また「申込書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に①写真もれ(「申込書」のみ)②記入もれ③事実相違があった場合は、不合格とする。
(3) 提出書類の作成に不明な点がある場合、書類提出後にやむを得ず申込内容を訂正する場合、又は選考試験を辞退する場合は、下記「12. 問合せ先」まで

必ず連絡すること。

(4) 選考書類は選考目的以外には使用しない。また、選考書類は一切返却しない。

12. 問合せ先 世田谷区教育委員会 教育指導課 指導管理係
電話 03 (5432) 2706
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 東棟 6階 603

***【地方公務員法第16条（欠格条項）】**

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。